

進路だより

令和2年1月28日(火)発行

出願状況の発表と出願変更について【重要】

今日は、公立高校の出願状況発表日です。これを受けて、29日(水)から出願変更の受付が始まります。変更を行う場合は、手続きの方法をよくご確認ください。

公立高校の出願変更手続きの流れについて

出願変更は1回だけ認められています。詳細は、進路説明会の資料をご覧ください。基本的な流れは下記のようになっています。

- 1 保護者の方から、担任へご連絡をいただきます。
- 2 保護者の方に来校していただき、お子さんと一緒に出願手続き依頼書の訂正を行い、最終確認とします(時間帯によっては授業を抜けることもあります)。
- 3 合わせて、出願変更に関わる書類を作成していただきます。
- 4 当初出願した高校に行っていただき、書類を提出していただきます。手続きを済ませたら、高校から渡された書類を中学校に提出してください。

公立高校が出願変更を受け付ける期間は、1月29日(水)～2月4日(火)の9:00～16:30です。(最終日は16:00まで)そのため、中学校での受付終了は前日の3日(月)17時までとしています。

※ 出願変更に関わる書類の保護者署名欄は、願書と同一の氏名を署名することになりますので、ご注意ください。

<参考：出願変更及の場合の願書・入学検定料(入学手数料)の扱い>

	願書の提出	入学検定料(入学手数料)
道立→道立	不要	不要(出願変更、再出願とともに)
道立→市立	新たに提出	必要(出願変更の場合は還付される。)
市立→道立	新たに提出	必要(出願変更の場合は還付される。)
市立→市立	不要	不要(出願変更、再出願ともに)

最後に、、、出願変更における注意点

今まで、十分考えて進路決定をしてきたはずですが、出願変更をすることは決して悪いことではないですが、倍率などを見た一時の感情と、今まで懇談を含めて考えてきたことと、よく吟味して志望先を決定する必要があります。出願変更をしたから合格しやすくなるわけではありません。出願変更をした高校に合格して、いざ通ってみたら「思っていたのとは違う」ということも起こるかもしれません。真剣に悩んで決めた結論であれば、どんな形であれ、最後は納得できると思います。保護者の方や先生とも、よく相談して決められるとよいですね。